

**尼崎市立園田東会館等を拠点とする
地域住民交流促進業務
企画提案競技募集要項**

令和3年2月

尼崎市

尼崎市立園田東会館等を拠点とする地域住民交流促進業務企画提案競技募集要項

1 業務の趣旨

尼崎市立園田東会館等を拠点として、地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進を図るための業務を行うことにより、互いに理解し人権を尊重し合うことのできるコミュニティの醸成を目的とする。

2 業務内容

(1) 業務名

尼崎市立園田東会館等を拠点とする地域住民交流促進業務

(2) 業務仕様

「尼崎市立園田東会館等を拠点とする地域住民交流促進業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

なお、当業務を同一業者が継続して業務を実施することにより、当業務に係る経験及び知識を蓄積することができ、かつ、地域との繋がりも強固となり、当業務をより効果的なものとする事となるため、当業務の適正な履行が確認された場合、初回を含み3回(初年度を含んで3年間)、尼崎市の会計年度毎に、初年度の受託者と随意契約を行う。

ただし、委託内容については、当業務に係る毎年度の予算額を勘案し、決定するものとする。

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

(5) 委託上限額

8, 115, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限額とする。

(6) 支払条件

- ① 委託料の額は、受託者が提出した事業計画書を基本として市と受託者で協議し、予算の範囲内において契約書で定める。
- ② 支払時期及び方法については、契約書で定めるものとする。

3 応募資格

団体とし、法人格の有無は問わない。

なお、次の事項に該当する場合は応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(一般競争入札の参加者の資格を有しない法人等)
- (2) 尼崎市から指名停止措置を受けている法人等
- (3) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生または再生手続を行っている法人等

- (5) 国税、地方税を完納していない者（法人またはその代表者及び団体の代表者に適用）
- (6) 政治活動及び宗教活動を目的として設置された団体

4 スケジュール

- (1) 募集要項の配布 令和3年2月17日（水）～令和3年2月24日（水）
- (2) 質問票の受付 令和3年2月18日（木）～令和3年2月25日（木）
- (3) 説明会の開催 令和3年2月26日（金）午前9時30分から
尼崎市役所北館4階4-1会議室で開催
- (4) 企画提案書の受付 令和3年3月1日（月）～令和3年3月8日（月）
- (5) 面接審査 令和3年3月上旬予定
- (6) 選定結果の通知 令和3年3月中旬予定
- (7) 契約締結に係る協議 選定結果（採択）通知後に実施
- (8) 業務委託契約の締結 令和3年4月1日付けで契約を締結

5 企画提案競技参加の手続き

- (1) 説明会の参加
企画提案競技に参加しようとする者は、説明会に参加しなければならない。
 - ① 開催日時
令和3年2月26日（金）午前9時30分から
 - ② 場所
尼崎市役所北館4階4-1会議室
- (2) 企画提案競技に参加しようとする者は、必要書類を次のとおり提出するものとする。
 - ① 提出時期
令和3年3月1日（月）～令和3年3月8日（月）
受付時間 午前9時～午後5時30分（ただし土・日曜日を除く。）
 - ② 提出書類
ア 企画提案書（様式1）
イ 尼崎市立園田東会館等を拠点とする地域住民交流促進業務事業計画書（様式2）
ウ 登記簿謄本（法人格のない団体の場合は、会則等）
 - ③ 提出部数
6部（正本1部、副本5部）なお、登記簿謄本の副本については、コピーで差し支えない。）
 - ④ 提出方法
持参とする。
郵送（メール便を含む）・FAX・電子メールによる送付は受け付けないので注意すること
 - ⑤ 提出先
尼崎市 総合政策局 ダイバーシティ推進課
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1 尼崎市役所中館7階
TEL 06-6489-6658

⑥ その他

- ア 採否に関わらず、提出された書類は返却しない。
- イ 企画提案競技に関して応募に要する経費は、応募者の負担とする。

6 質問等の受付

本要項及び仕様書の内容に関して質問等がある場合は、郵送・メールもしくは直接持参により、質問票（様式3）を提出すること。

なお、質問票以外の様式での質問や、電話での質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和3年2月18日（木）～令和3年2月25日（木）

(2) 提出先

尼崎市 総合政策局 ダイバーシティ推進課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所中館7階

メールアドレス：ama-jinken@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 回答方法

質問者の個人情報を除いた上で、質問内容と回答を、説明会参加者に対して電子メールで回答する。

7 契約候補者の選定

公募型企画提案（プロポーザル方式）とし、「尼崎市立園田東会館等を拠点とする地域住民交流促進業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の選定結果により決定する。

(1) 選定方法

応募者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において選定する。

① 実施予定日 令和3年3月上旬予定

なお、個別の集合時間及び説明開始時刻については、対象者に郵便で通知する。

② 場所

尼崎市役所本庁舎で予定

③ 説明方法

企画提案応募者ごとに説明する。（説明時間15分、質疑15分）

④ 結果通知

選定結果については、後日、文書にて通知する。

(2) 選定基準

企画内容及び業務体制・能力等について、総合的な観点から選定を行う。

なお、市内事業者、準市内事業者からの提案に対しては、地域経済活性化の観点から一定の加点を行う。また、市外事業者も含め、事業実施にあたって市内在住者を雇用するなど地域経済の活性化が図られる配慮を行う提案があった場合には一定の加点を行うこととする。

(3) 契約候補者の選定と契約

- ① 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定委員会において協議を行い、選定する。

- ② 応募者が1者の場合であっても、選定委員会を行うものとし、審査の結果、企画提案の内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
- ③ 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務における、業務内容、履行方法、支払方法などについて調整・協議する。
- ④ 契約候補者が契約の締結を辞退した場合、また契約締結時までに応募要件を欠いていることが判明した場合には、次点の応募者を契約候補者とする。
- ⑤ 本件については、令和3年度予算の執行に係る企画提案競技であるため、契約候補者の決定後、尼崎市議会において同年度予算案が可決されることを条件として、同年4月1日に契約を締結する。ただし、予算案が可決されなかった場合は契約を締結しないこととする。

8 その他

提出された応募資料一式及び本業務委託について、情報公開請求があった場合には、尼崎市情報公開条例第7条第1号から第6号に該当する場合を除き、原則公開する。

以上